



●高齢者支援課 koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp
●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

暮らし

行事

募集

教育・文化

子育て

健康・福祉

保険・年金

防災

そのほか

1月号原稿締切は11月30日(金)です。

国民年金保険料は、納付した

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付



保険・年金

72・6121

申込・問合せ 高齢者支援課

対象 自力での除雪が困難な70歳以上の方・身体障害者手帳1・2級に該当する方のみで構成される世帯

除雪サービス 冬期間に玄関先から公道までの除雪を行います。利用希望の場合は申請が必要です(前年度利用された方は申請不要)。

除雪サービス

72・6121

問合せ 高齢者支援課

お知らせします。

高齢者等入浴利用券交付事業は9月30日をもって終了しました。現在、未利用の入浴利用券を使用することはできませんので、お知らせします。

高齢者等入浴利用券 交付事業終了のお知らせ

72・6121

申込・問合せ 高齢者支援課

できない方の住宅等の除雪をボランティアで行う町内会等に交付金を交付しています。

全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となりませんが、年末調整や確定申告では証明書類を添付する必要があります。

その書類として、平成19年中に国民年金保険料を納付した方には、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月と翌年2月に送付されますので、大切に保管してください。

【国保税推計課税実施】

前年(平成18年1月1日～12月31日)の収入に関する申告をしていない被保険者に対して市の基準に基づく所得金額(推計)を所得割額と定め、19年度国民健康保険税額を決定するものです。

これにより、次のような不利益が生じる場合があります。

・国保税の過払い
・高額医療費の自己負担限度額

が15万円になる

入院時食事療養費の減額認定が受けられない

このような事態を避けるために、前年の収入等がない場合でも申告をしてください。

【国保税特別徴収開始】

平成20年度から、国保税を年金から特別徴収(天引き)します。対象 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で年額18万円以上の年金受給者

※介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えている場合は対象外

【未納はありませんか】

国保税の未納税額には延滞金が付加されるほか、不動産(土地・建物)、給与などの財産の差押を実施することになりますので、納期限までに忘れず納税してください。便利で安心な口座振替をご利用ください。

【国保の加入(脱退)手続き】

14日以内に行ってください。手続きが遅れると不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 国民健康保険課 72・3123
厚田支所市民生活課 78・2886
浜益支所市民生活課 79・2112

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

問合せ 国民健康保険課 72・3123

自衛官募集

2等陸・海・空士

募集種目 陸上・海上・航空自衛隊 ※平成20年3月、4月採用
受験資格 18歳以上27歳未満の男子(採用予定月の1日現在、平成20年3月高卒予定者含む)
受付締切 12月3日(月)
試験期日 12月7日(金)・8日(土)のいずれか一日

自衛隊生徒

受験資格 中学校卒業(見込)17歳未満の男子
受付期間 11月1日(木)～平成20年1月8日(火)
1次試験 平成20年1月12日(土) ※2次試験有り

自衛官募集説明会

市役所1階 11月19日(月)、21日(水)、22日(木) 各日9:30～16:00
花川北コミセン 11月22日(木) 18:00～19:00
花川南コミセン 11月23日(金) 10:00～12:00

☆詳しくは 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所
☎011-383-8955(平日9:00～17:00)
自衛隊札幌地方協力本部ホームページ
<http://www.mod.go.jp/pco/sapporo/>
石狩市総務部総務課 ☎72-3149
✉soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

平成20年4月から新しい健診・保健指導がはじまります

対象者 40歳から74歳までの方

実施主体 医療保険者(国保・政府管掌保険・組合健保ほか)

目的 メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備軍を減少させる。

<4月からはじまる特定健診・特定保健指導概要>

- 特定健診によりメタボリックシンドローム該当者および予備軍を抽出
- ↓
- 健診結果により階層化
- ↓
- 生活習慣病発病の危険度により対象者をグループ分けする
- ↓
- 個人のリスクや必要性に応じた保健指導

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓肥満に加え高血糖・高血圧・脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態のこと。

積極的支援

動機付け支援

情報提供

受診勧奨

健診は1年に1回は必ず受診しましょう!

国民健康保険課 ☎72-3123

✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp



●地域包括支援センター c-houkatsu@city.ishikari.hokkaido.jp
●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp

●高齢者支援課 koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp

心の健康相談(予約制)

不眠・抑うつ・拒食・過食・アルコール依存・引きこもり・認知症などの本人や家族の悩みに専門家が応相談。

日時 11月16日(金)13時30分
場所・申込・問合せ 江別保健所 石狩支所 ☎74・1142

認知症サポーター養成講座

認知症の人を温かく見守る「応援者」になりませんか。申込不要。

日時 11月16日(金)10時～11時30分
場所 りんくる
費用 無料
問合せ 地域包括支援センター ☎75・6677

市民講演会「遺言と成年後見制度」

二人暮らしで将来の財産管理が今から心配、「夫婦二人とも認知症になった時のお金の管理が不安」、「愛する家族のために遺言を残しておきたい」など、最近こんな悩みをお持ちではありませんか？

具体的な事例を寸劇で行い、遺言と成年後見制度をリーガルサポート札幌の司法書士が、分かりやすく説明します。

日時 11月17日(土)10時～12時
場所 花川北コミセン

定員 350人(事前申込不要)
費用 無料
問合せ 地域包括支援センター ☎75・6677



街頭献血

日時 11月19日(月)15時～17時
場所 イオンスーパーセンター石狩緑苑台店
問合せ 市献血推進協議会 ☎72・3127

糖尿病相談(予約制)

日時 11月27日(火)10時～11時30分
場所 りんくる
内容 食事・運動相談と簡易血糖値測定
定員 20人(先着順)
そのほか 血糖値測定は医療機関での測定値と誤差が生じる場合があります。

申込・問合せ 健康づくり課 ☎72・3124

健康づくり教室

「楽しく学ぼう! 体力づくり」
「歩くちから」と「食べるちから」

ら」を中心に」

対象 65歳以上の運動制限のない方で毎週参加できる方

日時 11月28日～12月19日の毎週水曜 13時～15時30分 全4回
場所 花川南コミセン
内容 体力測定、体操、講話など
定員 30人(先着順)
費用 無料

講師 岸上明裕氏(介護老人保健施設オアシス21)ほか
申込締切 11月15日(木)

申込・問合せ 地域包括支援センターホットライン ☎73・2221

救急法基礎講習会

AEDを使用する救急法講習会です。

対象 15歳以上の市民
日時 12月13日(木)13時～17時
場所 りんくる
定員 15人(申込多数時抽選)

※受講決定者には後日通知
費用 無料

指導員 日赤救急法指導員
申込締切 11月15日(木)

申込・問合せ 日赤石狩市地区事務局長 ☎72・3127
☎75・1340

ふれあい雪かき運動 交付金制度

高齢または体が不自由で除雪

11月1日から除雪期間が始まります

本年度の除雪がスタートします。除雪センターでは朝6時30分までに除雪を終了できるようにしています。しかし、降雪状況によっては、時間までに終了しないこともありますのでご了承ください。

また、作業中は騒音・振動でご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、ご理解をお願いします。 ※除雪センターや雪堆積場の情報は広報12月号でお知らせします



置き雪にご理解を!

降雪は時として、災害をもたらすことがあります。除雪作業の優先課題は、バス路線、主要幹線、生活道路の確保です。

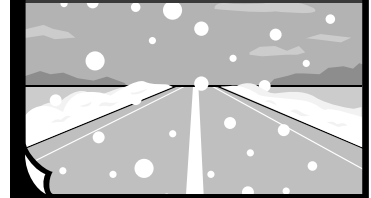
さらに広範囲を短時間に処理することが要求されています。そのため、各家庭の玄関先に置き雪を残してしまうのが現状です。地域全体の道路確保のため、皆様のご協力をお願いします。

通行や除排雪を妨げる車両の駐車はダメ!

市は「石狩市冬期迷惑駐車等の防止に関する条例」を制定し、市・市民・事業者が一体となって冬期間の交通環境の改善を目的に迷惑駐車などを防止する活動を行っています。条例に違反する車両には、注意啓発用の「標章」を取り付けるとともに、悪質な場合には警察に車両番号を報告します。

「冬期迷惑駐車等」とは?

- 積雪時の道路に、通行や除排雪の妨げとなるような車両の駐車や、物を放置すること
- 道路に伸び出た庭木の枝や車両の乗り入れ用の台、除雪器具を放置すること



岡都市整備課 ☎72-3138
✉ toshis@city.ishikari.hokkaido.jp